

自動車通学登録規則

第1条

通学のため自動車および自動二輪車を乗用しようとする学生は、所定の自動車通学登録申請証を学生課に提出しなければならない。

第2条

学生課で登録申請していない者は自動車および自動二輪車による通学を禁ずる。

第3条

登録申請の有効期限は当該年度とし、継続希望者は、年次ごとに登録申請をしなければならない。

第4条

第1条、第3条の定めるところにより乗用者が登録申請する際に、登録料として2,160円を経理課に納入しなければならない。但し、自動二輪車の乗用者は除くものとする。

第5条

車両を変更した時は、その都度学生課に変更届を提出しなければならない。

第6条

乗用者は所定の駐車場以外に駐車することはできない。

第7条

乗用者は「自動車通学生心得」を厳守しなければならない。

第8条

大学は駐車場および構内における事故及び盗難に対しては一切の責任を負わない。

第9条

この規則を守らない乗用者には大学は駐車場の使用を停止し、又は登録を取り消す。

附則

この規則は昭和49年4月1日から日進学舎について施行する。

この規則は昭和50年4月1日から施行する。

この規則は昭和52年4月1日から施行する。

この規則は昭和63年4月1日から施行する。

この規則は平成11年4月1日から施行する。

この規則は平成14年4月1日から施行する。

この規則は平成17年4月1日から施行する。